



2012年4月5日

各 位

会 社 名 株式会社サンデー
代表者名 代表取締役社長 宮下直行
(コード番号 7450 大証 JASDAQ)
問合せ先 取締役管理本部長 成澤真一
(電話 0178-47-8511)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの導入に関するお知らせ

当社は、2012年4月5日開催の取締役会において、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの導入を2012年5月16日開催予定の第38期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由

当社の取締役業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権は、個数400個以内、その評価額としては2千5百万円以内とする。

新株予約権の発行個数については、定時株主総会に近接する取締役会において、上記の範囲内で発行する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の上限数を定め、当該定時株主総会の開催日の属する当社の事業年度における業務評価を勘案して、翌年の取締役会決議により、発行日において各取締役に対して割り当てるものとする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の発行価額

新株予約権は発行日における公正価値により発行するものとし、発行の都度、付与取締役会において、発行価額または発行価額の具体的算定方法を決定するものとする。

(4) 新株予約権の行使価額

新株予約権の行使に際して払い込む金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行日より1箇月を経過した日から15年間とする。行使期間の初日及び末日については、発行決議に際して取締役会で暦日により特定する。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者(新株予約権を取得した取締役をいう。以下同じ。)は、権利行使時においても、当社の取締役または監査役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使することができる。
- ② 新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(7) 新株予約権の消滅、無償取得等

- ① 新株予約権者が新株予約権を行使しないまま、上記(5)及び(6)①に定める新株予約権行使期間が経過した場合、新株予約権は消滅する。
- ② 新株予約権者が、法令または当社の内部規律に対する重大な違反をした場合、競業会社の役員、使用者に就任または就任することを承諾した場合等、取締役会で決議した場合には、当社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得し消却することができる。

(8) 新株予約権の割当日及び発行日

各新株予約権の割当日及び発行日は毎年6月21日とする。

(9) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び(10)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできないものとする。

(10) 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権の権利を承継することができる。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

(11) 新株予約権証券の不発行

新株予約権者は、新株予約権に係わる新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(12) その他の事項(上記(1)から(11)におけるその他の事項を含む)

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会の決議により決定する。

3. 監査役に対する報酬等につきましては、その独立性を確保するため、業績連動報酬や株式報酬型ストック・オプションを採用せず、2008年5月16日定時株主総会において決議いただいた年額1千5百万円以内の固定型月例報酬のみとさせていただきたいと存じます。なお、本議案につきましては、各監査役の同意を得ております。

以上